新たな科学技術を活用した地震調査研究に関する専門委員会 の設置について

令和2年3月9日地震調査研究推進本部政策委員会

ビッグデータの活用を始めとした情報科学分野などにおける新たな科学技術の知見を積極的に取り込んでいくことにより、多様なデータの活用主体の期待を踏まえた地震の調査研究を推進していくため、政策委員会のもとに「新たな科学技術を活用した地震調査研究に関する専門委員会」(以下、「専門委員会」という。)を設置する。

1. 審議事項

- (1) 今後推進すべき新たな科学技術を活用した地震調査研究について
- (2) その他

2. 構成員等

- (1) 専門委員会を構成する委員及び専門委員については、政策委員長が別途定める。
- (2) 専門委員会に主査を置き、同会構成員の中から政策委員会委員長が指名する。
- (3) 主査は、専門委員会に本会に属さない委員及び専門委員、その他専門家を招へいし、意見を聴取することができる。